

議案第95号

守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
95号	1

守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用となっている職員（市規則で定める職員を除く。）

(4) 守谷市職員の定年等に関する条例（昭和59年守谷町条例第12号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

議案	頁数
95号	2

- (3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項の取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員のもをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に対する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。）に関する守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）第24条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項の通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復職時等における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前項の規定の例により、その額を調整することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員

議案	頁数
95号	3

特別勤務手当， 期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第8条 任命権者は，市規則で定めるところにより，派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
9 5 号	4

提案理由（議案第95号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市内におけるスポーツの統括団体として、一般社団法人守谷市スポーツ協会を設立するに当たり、専門的な知識を有する市の職員を派遣するため、必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、派遣職員の給与を市が支給することができる条件、派遣職員が市に復帰する場合配慮すべき事項等を定めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
95号	5

守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（令和2年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条第1項並びに第8条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員を派遣することができる公益的法人等）

第2条 条例第2条第1項の市規則で定める団体は、一般社団法人守谷市スポーツ協会とする。

（派遣の対象とならない職員の特例）

第3条 条例第2条第2項第3号の市規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により守谷市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

（派遣職員の復職時における処遇）

第4条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上特に必要があると認められるときは、守谷市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年守谷町規則第31号）第9条の規定にかかわらず、当該派遣職員をその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、職員派遣に係る期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日若しくはその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

3 前項の規定により給料月額を調整された者のうち、その調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

4 派遣職員が職務に復帰した場合において、前2項の規定による給与月額の調整等をしていなくてもなお部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該派遣職員の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

（報告）

第5条 任命権者は、職員派遣をした場合は、その職員派遣をした日から30日以内に、職員派遣に係る派遣先の団体の名称、派遣期間及び派遣職員の派遣先の団体における処遇の状況を市長に報告しなければならない。職員派遣

議案	頁数
95号	6

の期間中にこれらの報告事項に変更が生じた場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による報告は、市長が特に必要と認める場合を除き、派遣職員に係る派遣先の団体との取決め（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の取決めをいう。）を記載した書面の写しをもって、これに代えることができる。
- 3 任命権者は、派遣職員が職員派遣後に職務に復帰した場合は、その職務に復帰した日から30日以内に、復帰した職員の復帰時の給料月額の調整その他の復帰後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
95号	7